

介護保険負担限度額認定について

◎認定要件

- (1) 市民税非課税世帯
- (2) 預貯金等の合計が下記いずれかの条件を満たすこと
 1. 本人の年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が年額80万円以下の場合
単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下 であること
 2. 本人の年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下の場合
単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下 であること
 3. 本人の年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が年額120万円超の場合
単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下 であること
- (3) 別世帯の配偶者も市県民税が非課税であること。(世帯分離をしている場合や事実婚も含みます。)死亡者もしくは行方不明者、DV防止法に基づく暴力があった場合等は除きます。

※65歳未満の人は、収入等に関係なく、預貯金の合計は1,000万円(夫婦は2,000万円)以下です。

◎必要な添付書類

・預貯金通帳等のコピー

預貯金等資産の合計額が基準額以下であることを確認するため、ご本人様(配偶者がいる場合はご夫婦2人分)の預金通帳等(複数の金融機関等に口座がある場合は全ての通帳)のコピーを別紙の「通帳の貼り付け台紙」に貼りつけてご提出ください。

・同意書

金融機関等への調査を目的として、ご本人、配偶者の方の同意をいただくことになりました。

同封の同意書に氏名、住所を記入の上、ご提出ください。

※1 預貯金等の範囲

預貯金(普通・定期)、有価証券(株式・国債・地方債・社債等)、投資信託、金・銀等(積立購入含む)、現金

上記の金額等が確認できる次の書類を申請時に添付してください。

- ・預貯金 預貯金通帳の写し、
- ・有価証券、投資信託 証券会社や銀行、信託銀行の口座残高の写し
- ・現金 自己申告

※2 負債 借用書の写し等、負債額と負債残高が確認できる書類

※3 生活保護受給中の方は、添付書類の提出は不要です。

◎認定証の発送まで

通常は申請を受け付けてから概ね10日程度かかります。また、転入された方は、所得照会を行うため、通常よりお時間をいただきます。

◎申請書提出先

同封の返信用封筒(切手をお貼りください)で郵送していただくか、市役所1階介護保険課へ提出してください。

なお、各支所・各サービスセンターでは受け付けしていません。

◎介護保険負担限度額の適用は申請月の月初から適用されます。

例) 8月中に申請され、認定された場合は8月1日から適用されます。

◎制度対象者 (令和3年8月1日より)(変更は下線部)

| 利用者 負担段階 | 対象者 | |
|-------------|--|--------------------------------|
| | 収入要件 | 預貯金要件 |
| 第1段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民税が非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 | |
| 第2段階 | 世帯の全員 本人の年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が年額80万円以下 | かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下 |
| 第3段階① | (世帯を分離している配偶者を含む)が 本人の年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下 | かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下 |
| 第3段階② | 本人の年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が年額120万円超 | かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下 |
| 第4段階 | 市民税が世帯課税の方 | |

※65歳未満の方は、収入等に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円(夫婦は2,000万円)以下。

※利用者負担第4段階の場合でも、高齢夫婦世帯等で一方又は両方が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、残された配偶者等の在宅での生計が困難になるような場合には、一定の条件を満たせば、利用者負担段階第3段階の負担限度額が適用される特例措置があります。詳しくは介護保険課給付担当までご相談ください。

◎1日あたりの負担限度額 (令和3年8月1日より)(変更は下線部)

| 利用者 負担段階 | 食費 | 居住費(滞在費) | | | | | |
|-------------|---------------------------|--------------|-----------------|----------------|-------------------|-----------------|---------|
| | | 多床室 (特養等) | 多床室 (老健、療養等) | 従来型個室 (特養等) | 従来型個室 (老健、療養等) | ユニット型 個室的多床室 | ユニット型個室 |
| 第1段階 | 300円 | 0円 | 0円 | 320円 | 490円 | 490円 | 820円 |
| 第2段階 | <u>390円</u> (600円) | 370円 | 370円 | 420円 | 490円 | 490円 | 820円 |
| 第3段階① | <u>650円</u> (1,000円) | 370円 | 370円 | 820円 | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円 |
| 第3段階② | <u>1,360円</u> (1,300円) | 370円 | 370円 | 820円 | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円 |
| 第4段階 | 直接施設との契約金額になります。 | | | | | | |

◎虚偽の申告により、介護保険負担限度額認定を受けた場合、支給された額に最大2倍の加算金を加えて返還していただくことがあります。

【お問い合わせ先】

宝塚市介護保険課 給付担当

電話 (0797) 77-2136 (直通)